

山梨県公報

号外第三十九号

令和三年

十月十九日

火曜日

目次

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者……………一
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者……………一
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務を代理すべき者……………一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………二
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時……………二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日……………二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(二件)……………三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(二件)……………三
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区	選挙長	氏名	職務代理者
山梨県 第一区	山梨県甲州市塩山三日市場三千二百八十六番地	小宮山博	山梨県中央市成島千七百六十五番地一
山梨県 第二区	山梨県甲府市若松町十一番四号	鈴木政孝	山梨県甲府市里吉四丁目十二番十六号
			堀内由加子

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙分会長	氏名	職務代理者
山梨県南アルプス市桃園六百八十七番地	中込敏彦	山梨県中央市成島千七百六十五番地一
		古屋登士匡

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

審査分会長	氏名	職務代理者
山梨県甲府市北口二丁目三番八号	秋山洋	山梨県甲府市里吉四丁目十二番十六号
		堀内由加子

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名	場所	日時
山梨県第一区	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	令和三年十一月二日 午前九時三十分
山梨県第二区	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	令和三年十一月二日 午前十時

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日時 令和三年十一月二日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日時 令和三年十一月二日 午前十一時

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について

て、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

- 一 日時 令和三年十月十九日 午後五時三十分
- 二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

- 一 日時 令和三年十月十九日 午後六時
- 二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

- 一 日時 令和三年十月二十日 午後三時
- 二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県の各選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

ポスターを掲示することができる日 令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一 日時 令和三年十月十九日 午後六時三十分

二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第一区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区
選挙長 小宮 山 博

選挙長 小宮 山 博

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（令和三年十月十九日 午前八時三十分から午前十時までの間にあつては、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階会議室）

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第二区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区
選挙長 鈴木 木 政 孝

選挙長 鈴木 木 政 孝

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（令和三年十月十九日 午前八時三十分から午前十時までの間にあつては、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階会議室）

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第一区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区
選挙長 小宮 山 博

選挙長 小宮 山 博

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和三年十月二十八日 午後五時三十分

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第二区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区
選挙長 鈴木 木 政 孝

選挙長 鈴木 木 政 孝

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和三年十月二十八日 午後六時

衆議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院比例代表選出議員選挙
山梨県選挙分会長 中込 敏彦

山梨県選挙分会長 中込 敏彦

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和三年十月二十八日 午後六時三十分

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番